ごみ分別マスコットキャラクター
「エコひまちゃん」通信

問い合わせ
環境生活課廃棄物対策係
☎01654③2111（内線3123）

新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

家庭から出るごみの排出量増加に対応し、ごみの収集運搬や処理を円滑に行うため、ごみを出す際は、次のことを順守いただき、ご家庭でのご協力をお願いします。

家庭ごみを出すときに心がける5つのこと

①ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう
②ごみ袋の空気を抜いて出しましょう
③生ごみは水切りをしましょう
④普段からごみの減量を心がけましょう
⑤分別・収集ルールを確認しましょう

以上の点に気を付けてごみを出すことが、ご家族にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみを円滑・安全に収集する上で大切な行動です。皆さんのご協力をお願いします。

詳しい内容は次のコードから確認できます▶
（環境省HP）

マ　ス　ク　の　処　分　方　法

●マスクは細菌類などの付着した感染性のある衛生ごみ＝炭化ごみです。
●紙や布など材質を問わず炭化ごみとして、処分してください。古紙類（紙製容器包装類）では収集できません。
●ウイルス感染予防のため、マスクは極力、内袋に入れて口をしっかり縛ってから指定袋に入れて、指定袋の口も必ず縛ってください。

ご　み　を　出　す　と　き　の　注　意　事　項

●ごみ袋の口は必ず縛ってください。縛られていないものは収集しません。
●収集日当日の午前８時３０分までにごみを出しましょう。収集車の通過後に出されたごみは収集できません。
●風が強い日などは、出したごみが飛散しないようにしてください。ごみが周囲に飛んでしまうと近所迷惑になります。

ご　み　の　ポ　イ　捨　て　は　「　犯　罪　」　で　す

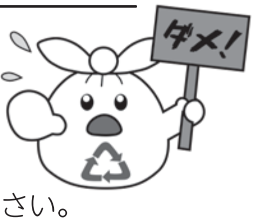

空き地や道路などでは、空き缶やたばこの吸い殻、弁当ガラなどごみのポイ捨てが目立ちます。ごみのポイ捨ては、不法投棄と同じく「**犯 罪**」です。絶対にやめましょう。不法投棄を発見した場合は、市環境生活課または警察署に連絡してください。
ポイ捨て（不法投棄）されたごみは、ポイ捨てした人が片付けなければならず、投棄した人が不明の場合は、土地所有者（管理者）がごみを処分しなくてはなりません。雑草などの除去や柵・看板の設置などの対策を講じ、不法投棄されない土地の管理をお願いします。